

任意継続の手続き方法

(令和5年9月末退職者用③)

※切手代金修正後

退職後に以下の方法でお手続きください。

- 1 提出先 大阪市職員共済組合（共済組合の案内は最後にあります）
- 2 申出期間 令和5年10月2日（月）から令和5年10月19日（木）
- 3 掛金納付期限 令和5年10月19日（木）
- 4 申出方法 郵送でお手続きいただく《郵送申出》と、共済組合の窓口で直接お越しいただく《窓口申出》の2つの方法があります。
- 5 必要書類等

①	・「任意継続組合員資格取得申出書」
②	・本人確認書類等 （運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・年金手帳等） 《郵送申出》 組合員の本人確認書類（写し） 《窓口申出》 お越しになる方の本人確認書類（原本を窓口で提示してください。） ※代理人が持参する場合は、あわせて次の a b いずれかをお持ちください。 a 組合員との続柄が確認できるもの（住民票等）の原本 b 「委任状」 }
③	組合員証及び被扶養者証等（未返却の方のみ）

《郵送申出》は①～③の必要書類等を共済組合へ送付してください。

- 6 「任意継続掛金」の納付 指定金融機関（りそな・三菱UFJ・三井住友・みずほ銀行）の窓口で納付してください。

《郵送申出》 共済組合にて郵送で受付した書類等の確認後、<u>納付書をご自宅へ送付します</u>ので、お近くの指定金融機関の窓口で納付してください。	《窓口申出》 <u>窓口で納付書を発行します</u>ので、市役所内の指定金融機関等で納付してください。 ※6カ月分又は12カ月分の一括前納を希望される場合は、一括前納分の金額が必要です。
---	--

※10万円を超える振込の場合、顔写真付本人確認書類が必要です。

7 「任意継続組合員証等」の交付

【郵送交付】と【窓口交付】の2つの方法があります。

【郵送交付】	【窓口交付】								
掛金の納付書と合わせて送付する「<u>任意継続組合員証等郵送交付申出書</u>」に組合員証等郵送用の切手を添えて当共済組合へ送付してください。指定金融機関から当共済組合への報告により掛金の納付が確認でき次第、ご自宅へ簡易書留にて任意継続組合員証等を送付します。 《窓口申出》をする方で郵送希望される場合は、申出のときに送料分の切手を持参してください。 (参考) 送料の切手代金の目安※令和5年10月1日現在 <table border="1"> <tr> <th>被扶養者の人数</th><th>切手代金</th></tr> <tr> <td>なし(本人のみ)</td><td>434円</td></tr> <tr> <td>1～2人</td><td>434円</td></tr> <tr> <td>3～7人</td><td>444円</td></tr> </table>	被扶養者の人数	切手代金	なし(本人のみ)	434円	1～2人	434円	3～7人	444円	窓口にて 「掛金納付済領収証書」と「本人確認書類(※)」を提示してください。 任意継続組合員証等を作成し交付します。 ※5 必要書類等参照
被扶養者の人数	切手代金								
なし(本人のみ)	434円								
1～2人	434円								
3～7人	444円								

- ◆ 《郵送申出》の場合、納付期限の令和5年10月19日(木)間近に申出をされると、納付が間に合わなくなる可能性がありますので、あらかじめ日数に余裕を持って、お早めにお手続きください。お手続きが届出期限間近になる場合は《郵送申出》ではなく《窓口申出》にてお手続きください。
- ◆ 《窓口申出》の場合で、当日中に「任意継続組合員証等」の交付を受けたい方は、指定金融機関窓口での入金に間に合うよう時間に余裕を持って、お越しください。(共済組合の窓口で直接掛金の収納を行うことはできません。)
- ◆ 令和5年10月2日(月)から10月19日(木)は窓口が大変込み合うことが予想されます。混雑緩和、待ち時間短縮のため郵送による申出並びに組合員証等の郵送交付にご協力ください。

《郵送申出》

送付先住所

〒530-8210

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪役所本庁舎 4階

大阪市職員共済組合 保健医療係 行

(郵送の際は切り離してご利用ください。)

○大阪市職員共済組合ホームページ

<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Osaka City Employees Mutual Aid Association. A red navigation bar at the top contains links: トップページ (Top), 手続き・申請 (Procedures・Application), 短期給付 (Short-term payment), 長期給付 (Long-term payment), and 各種事業 (Various activities). Below this, a section titled '手続き・申請' (Procedures・Application) has three boxes: '組合員証に関する手続き' (Procedures regarding membership cards), '退職に関する手続き' (Procedures regarding resignation), and '扶養' (Dependents). The '退職に関する手続き' box is circled in blue, with a blue arrow pointing to a detailed view of the resignation process. Two callout boxes provide additional information: one says 'ホームページもご参照ください。' (Please also refer to the homepage.) and the other says '申請用紙のダウンロードができます。' (You can download the application form.)

ホームページもご参照ください。

申請用紙のダウンロードができます。

退職に関する手続き

退職するとき（組合員の資格を失ったとき）

任意継続制度に加入するとき

申請書類 ▶ ①任意継続組合員資格取得申出書

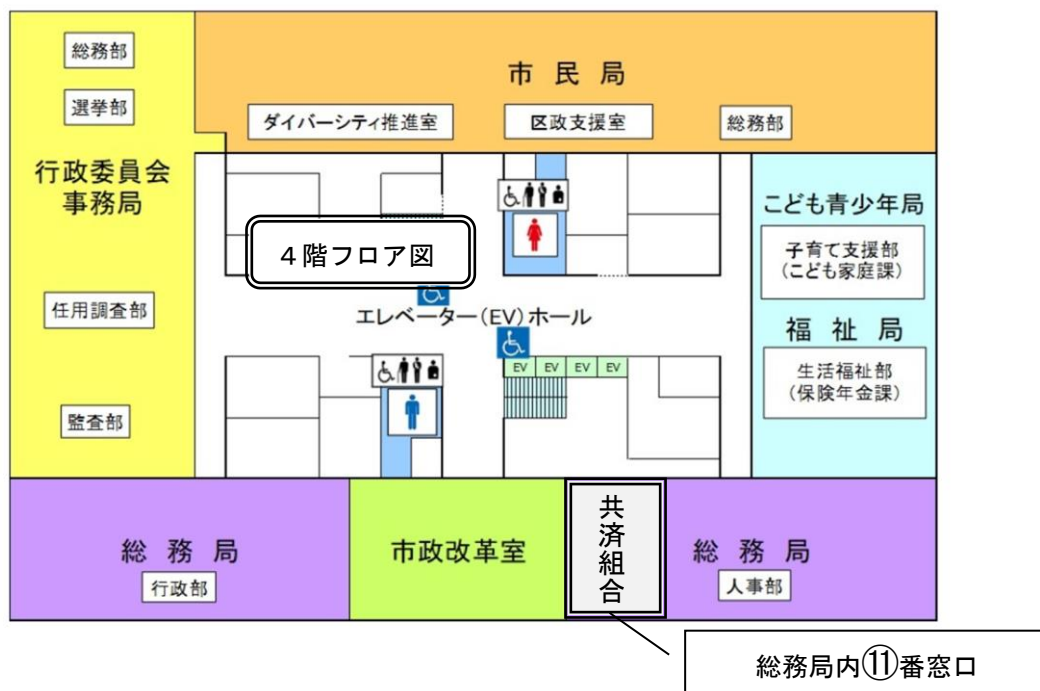
書類 (PDF) 記入見本 (PDF)

○大阪市職員共済組合 保健医療係

電話番号 06-6208-7591、7592、7593

月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
（祝日、振替休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）

所在地：大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎4階



大阪市役所本庁舎
Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅下車すぐ（1番出口）
京阪電車中之島線「大江橋」駅下車すぐ（6番出口）